月報私学

2025
8
VOL.332

園庭を囲むように建つ保育室棟は長いバルコニーで繋がっており、室内に入ると柔らかい屋久島地杉フローリングで木の温もりいっぱいの園舎です。またエントランスホールの２本の大きな柱は抱きついたり、かくれんぼしたりとこどもたちのお気に入り。天井の「トラス構造」が印象的な遊戯室は、ここで過ごしたこどもたちの共通の記憶となるように…との思いが込められています。

写真提供　学校法人昌平黌　いわき短期大学附属幼稚園（福島県いわき市）

CONTENTS

- 2025年度　若手･女性研究者奨励金　贈呈式 …… 2
- 2026年度　学術研究振興資金の概要 …… 5
- 2026年度　若手･女性研究者奨励金の概要 …… 6
- 若手･女性研究者奨励金　寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください …… 7
- 連載㊾　魅力あふれる学校づくりを目指して　こころが動く　笑顔があふれる毎日 …… 8
- 短時間労働加入者にかかるQ&A …… 9
- 年金改正法が６月20日に公布されました …… 10
- 令和７年度　特定健康診査の結果報告にご協力ください …… 12
- 「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／Pep Up(ペップアップ)を利用したウォーキングラリーイベント開催のお知らせ …… 13
- INFORMATION …… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 …… 16

日本私立学校振興･共済事業団

助成業務

2025年度　若手・女性研究者奨励金　贈呈式
―若手研究者奨励金39件、女性研究者奨励金36件に贈呈―

助成部　寄付金課

私学事業団では、令和７年５月16日に「2025年度 若手・女性研究者奨励金贈呈式」を、東京ガーデンパレスにて開催しました。

本贈呈式には、「若手・女性研究者奨励金」への支援者や文部科学省などから33名の来賓、関係者をお招きするとともに、「若手研究者奨励金」に採択された39名の中から26名、「女性研究者奨励金」に採択された36名の中から26名、計52名の研究者にご出席いただきました。

若手・女性研究者奨励金　贈呈式

◉理事長挨拶

―私学事業団理事長 福原紀彦―

「急速な少子化の進行が、日本の社会の衰退を招こうとしている。社会の持続可能性を支えるためには、将来を築く人材を育成している大学の機能を維持することが大切である。

『若手・女性研究者奨励金』は、既成概念等にとらわれず、ユニークでチャレンジングな研究を支援することを特色としている。このような研究支援を通して、未来を創る研究者が社会の発展に貢献し活躍されることを期待している。とりわけ『女性研究者奨励金』は、指導的立場に就く女性の活躍を推進し、女性研究者に研究機会を拡大することにより、私立大学の教育、研究の現場におけるダイバーシティ推進につなげていきたいと考えている。

受賞者の皆様には、研究というかけがえのない営みをご自身の生き方に組み込まれたことに、最大の敬意と賛辞を述べる。また、本奨励金の授与は皆様に対する社会からの尊敬と期待の賜物であることをかみしめていただきたい。自らの研究者人生を誇りに、未来を切り拓く意気込みを持って、研究と教育の興隆に励んでいただきたいと考える。

本奨励金の趣旨に賛同いただき、ご寄付やご協力をいただいた企業や団体様、個人の皆様に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも、本事業団と本奨励金へのご理解、ご支援を賜るようお願い申し上げる。」

◉来賓祝辞

―文部科学省 高等教育局 私学部長 浅野敦行様―

「日本の将来は、少子高齢化の進行、地球規模課題の解決、地域間格差の拡大といった複雑な社会課題が顕在化しており、教育を含むあらゆる分野で構造的な対応が求められている。そのため、私立大学が８割を占める高等教育機関が、日本全体の知の総和を維持・向上させ、教育研究を通じて学生の可能性を最大限に引き出す重要な使命を果たしていくことが必要となる。私立大学がその使命を果たせるよう、文部科学省として、経常費補助をはじめとした支援について予算確保に努めたい。

また、急速な少子化により地方の大学を中心に定員割れを起こしている現状を踏まえ、地域社会に貢献できる人材を輩出できるような持続可能性のある大学に対する支援体制を作っていかなければならない。将来を見据えた意欲的な経営改革や特色ある教育研究等の強みを活かした改革を行う大学への

これまでに若手・女性研究者奨励金にご支援を賜りました寄付者の皆様

（五十音順）

・アークビル株式会社　様
・株式会社アペックス　様
・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ　様
・共栄火災海上保険株式会社　様
・コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社　様
・第一生命保険株式会社　様
・大和証券株式会社　様
・中山福株式会社　様
・株式会社ニトリ　様
・一般社団法人日本工業倶楽部　様
・野村證券株式会社　様
・三井住友信託銀行株式会社　様
・株式会社三菱ＵＦＪ銀行　様
・三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　様
・ＡＮＡホールディングス株式会社　様
・ＮＰＯ法人 supportech　様
・ＳＭＢＣ日興証券株式会社　様
・寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった学校法人、企業及び設置会社様
・寄付金付き自動販売機で飲料を購入してくださった皆様
・その他、匿名を希望する寄付者様（法人及び個人の方々）

支援を進めていきたい。

『若手・女性研究者奨励金』は民間による支援制度の代表として、極めて高い評価を受けている。ご協力いただいている企業や関係者の皆様に御礼を申し上げる。受賞者の皆様が、本奨励金を有効に活用され、さらなる研究成果を目指し、ますますご活躍されることを心より期待、祈念している。」

表　若手・女性研究者奨励金　配付状況

年度 ＼ 奨励金種類	2025年度		2018年度からの累計	
	件数	配付額（千円）	件数	配付額（千円）
若手研究者奨励金	39	15,600	280	112,000
女性研究者奨励金	36	14,400	279	111,600
若手・女性研究者奨励金合計	75	30,000	559	223,600

―三井住友信託銀行株式会社
取締役常務執行役員　藤沢卓己様―

「本奨励金の『日本の国際競争力の向上、更なる発展のためには多様な人材の育成を図ることが必要であり、既成の概念に捉われない、より特色ある多様でチャレンジングな研究を支援するしくみが必要である』という熱い思いに共感し、支援を始めさせていただいた。本奨励金は幅広い分野の研究に対する経済面、精神面の支援を行っており、弊社も微力ながら役立てていることを光栄に感じている。今後も本奨励金の支援に賛同するとともに、力を尽くして参りたい。

大阪・関西万博のテーマである『いのち輝く未来社会のデザイン』は、『人類共通の課題解決に向け、未来の社会のためアイデアを創造・発信していこう』という思いが込められており、将来のイノベーションにつながる研究の萌芽の担い手として自身の研究に挑戦していく皆様へのメッセージであると感じる。これからも、ご自身の研究成果の発信、社会実装化に向けて、失敗を恐れず挑戦されていくことを期待している。」

来賓祝辞を述べられる
三井住友信託銀行株式会社
取締役常務執行役員　藤沢卓己様

◉2025年度選考経過報告

―若手・女性研究者奨励金
選考委員会委員長　髙野克己様―

「令和6年7月に公募をし、若手研究者奨励金に133件、女性研究者奨励金に117件、両奨励金合計で250件の応募があった。

審査においては、『研究の特色・独創性』『研究の目的』『研究計画・方法』『将来性・成長性』の4項目を評価の視点とし、特に『研究の特色・独創性』に評価の重きを置く採択基準を設けている。その基準に従い、27名の選考委員が審査を行い、若手・女性研究者奨励金選考委員会にて審議を行った。その結果、若手研究者奨励金39件、女性研究者奨励金36件を採択した。

受賞した皆様においては、本奨励金をご活用いただき、未来を創る人材としてご活躍されることを期待している。」

◉贈呈書授与

次に、福原理事長から、若手研究者奨励金の受賞者を代表して**関西大学特任体育講師　丸谷賢弘先生**、女性研究者奨励金の受賞者を代表して**福岡国際医療福祉大学　助教　池添貴子先生**に贈呈書が授与されました。続いて、本事業団の5名の理事から、51名の受賞者へ贈呈書が授与されました。

その後、丸谷先生、池添先生から、次のようなご挨拶をいただきました。

「近年、世界的な異常気象と気候変動に伴う健康被害が数多く報告されており、労働現場や教育現場で安全管理がなされている一方、個々の特徴が考慮されていないために二次的な健康被害を生む可能性があり、課題解決が急務であると実感している。そのため、体温や心拍数などの生体情報に加え『ヒトの動作』を評価することで労作性熱中症の予測手法の構築を目指す研究活動に取り組んでいる。

本奨励金に採択されたことで、研究のための備品購入や学会参加費用に充てることができ、研究発展及び社会還元を目指す機会をいただいた。これからも自身の研究活動をより発展させるとともに、社会貢献並びに知見の社会還元につなげていきたい。」（丸谷先生）

「祖母の代から看護師をしており、自身も看護師として臨床や大学等で勤務してきた。研究に興味を持ち始めたのは、臨時職員として大学に勤務する中で、ゆとりが出来た頃だった。『就労中の働き世代の介護者』に焦点をあ

福原理事長（右）から贈呈書を授与される
関西大学　丸谷賢弘特任体育講師（左）
研究テーマ：熱中症予測に向けた非定常運動時の
動作特性に関する基盤的な研究

てた調査を行い、地域に根差した研究に取り組みたいと考えている。

看護の字は、手と目で護るという漢字から構成されている。私たちは専門職を目指す者なのだと学生時代の教員から教わり、これまで大切にしてきた言葉だ。この言葉のように、相手の心に触れあえる看護を目指す学生が増えることを願い、また、研究者としての背中を見せられるよう日々心掛けている。

本奨励金に採択され、贈呈式に出席できたことを大変ありがたく思う。これまで支えてくださった上司や尊敬する指導教員のご指導、家族の協力の下で得られた功績だと思っている。自身の研究への評価を得られたことや、採択による自信を持てたことを忘れずに、研究の発展に精進していきたい。」（池添先生）

福原理事長（右）から贈呈書を授与される
福岡国際医療福祉大学　池添貴子助教（左）
研究テーマ：高齢化進む日本の働き世代における
認知症介護の肯定感情の検討

◉先輩受賞者講演

続いて、これまでに本奨励金を受賞した先生からの、今年度受賞者に向けたメッセージとして、２０２２年度に若手研究者奨励金を受賞した**東海大学 准教授 植田俊先生**、同じく２０２２年度に女性研究者奨励金を受賞した**広島国際大学 講師 山下ユキコ先生**から、次のようなお話をいただきました。

「目の見えなさ・見えにくさを障害化する社会のあり方とは何か、について研究してきた。現在は都市のあり方と見えなさの障害化の関係の問題や、他者が関わることで視覚障害者の見える世界がいかに広がるかについて、視覚の社会性に関する研究を行っている。２０２２年度の研究支援を足掛かりに、今後も努力を続けていきたい。

すべての研究は、現実のさまざまな現象のメカニズムや原理を解明することを志向しており、何らかのかたちで社会への還元につながるものと言える。すべての研究者が画期的かつ斬新な視点や方法で、社会の一隅を照らすために研究に取り組んでいくので、寄付者の皆様には今後もご期待いただけると幸いである。」（植田先生）

「駆け出しの頃から雇用形態が安定せず、また結婚・出産を経て、幼いこどもを育てながら研究活動を行う中で、将来への不安を抱えながら、時間的・体力的な制約により実験活動が十分に行えず苦しい葛藤を抱いていた。その矢先に本奨励金の採択通知を受け、背中を押された気持ちになり研究を続けることができた。研究機関を転々としたことで多岐にわたる研究遍歴を得られ、研究遂行能力を鍛えられたことが、今では財産となっている。

『日常は宝物』という言葉を胸に刻み、日々研究に取り組んでいる。

研究に没頭して駆け抜けた時間の尊さを知る一方で、家族とのかけがえのない時間を犠牲にしたことを今でも後悔している。どうか皆様にはご家族や大切な人との時間を、何よりも大事にしていただきたいと願っている。

皆様の努力を見てくれている方、信じて支えてくれている方への感謝を忘れず、ご自身が信じる問いに真摯に向き合っていただきたい。」（山下先生）

ご挨拶をいただいた
東海大学 植田俊准教授（右）
広島国際大学 山下ユキコ講師（左）

贈呈式の最後に、本事業団理事（経営情報・助成担当）吉田秀樹から「本奨励金にご支援いただいた寄付者の皆様には厚く御礼申し上げる。研究者の皆様には日本の未来を切り拓く意気込みを持って自らの研究に励んでいただき、今後ますますご活躍いただくことを祈願する。今後とも本奨励金のご理解とご支援を賜るようお願い申し上げる。」と挨拶があり、盛会のうちに贈呈式は閉会となりました。

その後の懇親会には、23名の来賓及び「若手研究者奨励金」25名、「女性研究者奨励金」24名の計49名の研究者に出席いただき、親睦を深めていただきました。

◉懇親会挨拶・乾杯

―東京女子大学　名誉教授（本事業団理事）小野祥子様―

東京女子大学 名誉教授
小野祥子様より懇親会開会挨拶・乾杯

「若手・女性研究者の研究支援は、日本社会の未来の発展にとって非常に重要な取り組みである。社会全体で支え合うしくみを構築していけることが望ましく、本奨励金事業はその意識を高めることに貢献していると考える。皆様の研究テーマはどれも魅力的で、ぜひ進展させていただきたいトピックばかりであった。皆様が今後も活躍されることを期待する。」と開会挨拶があり、その後、乾杯の発声がありました。

◉来賓祝辞（寄付者）

―第一生命保険株式会社
常務執行役員 西山幸一様―

来賓祝辞を述べられる
第一生命保険株式会社
常務執行役員 西山幸一様

「当社は本奨励金制度の趣旨に共感し、制度当初から支援の輪に加わっている。また、当社の矢野恒太記念会も70年にわたり奨学金を支給している。奨学金制度で志ある人財を支援することで、若者が新たな時代を創造し、国や組織の持続的な発展を可能にしてきたものと考えている。

一方で、企業を取り巻く環境も変化しており、各種支援についても続けることが当たり前ではなく、ステークホルダーから是々非々を問われる時代になった。皆様には受賞を通過点として、さらに研鑽され、後続の研究者を導く光となることを期待する。

本奨励金が研究者のチャレンジの支えとなり、広く社会発展に寄与する制度となることを祈念する。」

懇親会の最後に、本事業団理事（企画・総務担当）江﨑典宏から「受賞者の皆様へのお祝いとともに、寄付者の皆様に感謝申し上げる。日本の人口が減少していく中で個々の力を高める必要がある。研究者の皆様が見せてくださっている研究へのしっかりとした歩みを心強く思うとともに、今後のさらなる発展を強く期待している。これからも皆様に本奨励金事業へのご協力をお願いしたい。」と挨拶があり、懇親会は閉会となりました。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼若手・女性研究者奨励金▼若手・女性研究者奨励金　配付研究課題一覧〕に掲載しています。

2026年度 学術研究振興資金の概要

助成部　寄付金課

私学事業団では、私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）における学術研究の向上に資することを目的として、昭和50年から「学術研究振興基金」を設けています。本基金の原資は、経済団体や企業等法人、個人等、広く社会一般からの寄付金で、その運用益を「学術研究振興資金」として、私立大学等の社会的要請の強い、特色ある優れた研究に交付しています。

学術研究振興資金は、学術研究のための教育研究経費及び設備の取得費、維持費等に要する経費を対象としています。

２０２６年度の概要は**表2**のとおりです。詳細を記載した公募要領は、電子窓口及び私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼学術研究振興資金▼２０２６年度　学術研究振興資金　公募要領等〕に掲載しています。

表１　2025年度 学術研究振興資金 採択状況（参考）

区分			件数 応募	件数 採択	採択率（%）
内訳	新規・継続別	新規	94	19	20.2
		継続２年目	11	10	90.9
		継続３年目	7	7	100.0
	学校種別	大学	108	35	32.4
		短期大学	4	1	25.0
		高等専門学校	0	0	－
	研究区分別	人文・社会科学系	28	9	32.1
		理工系、農学系	27	9	33.3
		生物学系、医学系	57	18	31.6
合計			112	36	32.1

表２　2026年度　学術研究振興資金　概要

対象研究	私立大学等に所属する研究者が二人以上で行う共同研究（私立大学等が付置する研究所の研究を含む）で、令和８年４月１日現在で１年以上の研究実績があるもの
対象研究期間	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
応募件数	１学校につき１件（同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに１件ずつ応募ができます）
資金交付金額	研究にかかる対象経費の２分の１以内（学校法人の負担額は交付希望額と同額以上が必要）で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円（予定）
応募締切	令和７年８月４日（月）
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和８年３月上旬に通知
資金交付時期	令和８年５月下旬

助成業務

2026年度 若手・女性研究者奨励金の概要

助成部　寄付金課

私学事業団では、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）に在籍する未来を担う若手研究者や女性研究者に対し、研究に取り組む機会を提供するため「若手・女性研究者奨励金」を創設し、平成30年度から交付しています。

この「若手・女性研究者奨励金」は、本事業団が独自で研究奨励金を交付する事業であり、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金で構成されています。

「若手研究者奨励金」は、私立大学等に在籍する助教やポスト・ドクター等の職に相当する39歳以下の若手研究者を対象として、未来の担い手となる多様な研究者の育成を図る観点から、自ら考え、取り組む研究の機会の提供を目的としています。

「女性研究者奨励金」は、多様な人材の育成を図るうえでは女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、出産、育児等さまざまな事情によりその能力等を十分に発揮する機会が得られなかった女性研究者が幅広く応募できるよう、年齢制限を設けず、女性研究者に特化して奨励金を交付することで、女性研究者の活躍の促進を図り、私立大学等の一層の発展に資することを目的としています。

両奨励金とも、基礎研究・応用研究を問わず、特定の分野に限らない幅広い研究を対象に、既成概念等にとらわれない、ユニークでチャレンジングな研究への支援を特色としています。

さらに、研究成果を求めることを重視せず、成否に関わらず、得られた結果を研究者本人の次の挑戦につなげることを期待したものとなっています。

このような本奨励金の特色を活かすためには、財源を社会からの直接の支援によるしくみとすることが望ましいという考えから、本事業団では寄付金の獲得に努めており、本奨励金の趣旨にご賛同いただいた企業等法人や個人の皆様から寄付をいただいています。

また、寄付金募集の一環として、「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」（７頁参照）による募金活動に取り組んでいます。寄付金付き自動販売機の設置にご協力いただいた学校法人には、若手・女性研究者奨励金の応募枠の追加という寄付者特典を設けています。

研究者が「社会からの支援により研究に取り組むことができた」ことを実感し、自らの取り組みを社会に還元することで本奨励金制度が社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

２０２６年度の概要は**表２**のとおりです。詳細を記載した公募要領は、電子窓口及び私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼若手・女性研究者奨励金▼２０２６年度若手・女性研究者奨励金　公募要領等〕に掲載しています。

表１　2025年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区分			若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金合計		
			応募（件）	採択（件）	採択率（%）	応募（件）	採択（件）	採択率（%）	応募（件）	採択（件）	採択率（%）
内訳	学校種別	大学	123	38	30.9	110	36	32.7	233	74	31.8
		短期大学	10	1	10.0	7	0	0.0	17	1	5.9
		高等専門学校	0	0	−	0	0	−	0	0	−
	男女別	男性	95	29	30.5	−	−	−	95	29	30.5
		女性	38	10	26.3	117	36	30.8	155	46	29.7
合計			133	39	29.3	117	36	30.8	250	75	30.0

表２　2026年度　若手・女性研究者奨励金　概要

対象研究	①若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和８年４月１日現在で39歳以下（昭和61年４月２日以降に生まれた者）の助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く講師（10年以内）が一人で行う研究 ②女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く講師（10年以内）が一人で行う研究
対象研究期間	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
応募件数	原則として、１学校につき①，②それぞれ１件 「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」を設置している学校法人に、次の特典を設けています。 ●いずれかの奨励金について、応募枠を１枠追加 ●前年度の寄付金額（法人単位）が20万円を超える場合、さらに１枠追加
奨励金交付金額	１件40万円、総額 約3,000万円以内
応募締切	令和７年８月４日（月）
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和８年３月上旬に通知
奨励金交付時期	令和８年５月下旬

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　寄付金課
☎０３（３２３０）７３１９・７３２０
Ｅメール　kifukin@shigaku.go.jp

助成業務

若手・女性研究者奨励金
寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください
～その一本が未来をつくる～

助成部　寄付金課

若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」は、売り上げの一部が本奨励金の寄付金に充てられる自動販売機です。

令和７年６月末時点で、１５４法人延べ２３０台の設置にご協力いただいています。

本奨励金は、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）に在籍する若手研究者や女性研究者に対して、研究機会を提供することにより、次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

本奨励金は、社会一般からのご寄付により成り立っています。

私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等の法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

また、学校法人等の皆様を対象として、寄付金付き自動販売機の設置についてご協力をお願いしています。

寄付金付き自動販売機の目的

①広く本奨励金制度に対する理解を得ることで、支援の輪の拡大を図ります。

②研究者に対し、本制度の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上につなげます。

③購入者に向けて、教育研究や人材育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図ります。

寄付金付き自動販売機の概要

本事業団では、寄付金付き自動販売機の設置について、自動販売機取扱業者と協力協定を締結し、協力事業者として認定しています。

販売額や一本当たりの寄付金額、手数料等は、あらかじめ設定せず、自動販売機設置者である学校法人等のご事情に合わせて、協力事業者と協議のうえ、決定しています。

初期費用は原則としてご負担いただくことはありません。

寄付金の集金や本事業団への払い込みも協力事業者が行いますので、寄付金付き自動販売機の設置以降に、学校法人等（自動販売機設置者）に対してお手数をおかけすることもありません。

また、新規導入だけでなく、協力事業者によってすでに設置されている自動販売機を、寄付金付き自動販売機に転換することも可能です。

寄付金付き自動販売機設置による特典

寄付金付き自動販売機の設置にご協力いただきました学校法人は、寄付者特典として、本奨励金への応募にあたり、若手研究者奨励金、女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加することができます。

私立大学等の未来を担う若手研究者及び女性研究者のために、ぜひ寄付金付き自動販売機の設置にご協力をお願いします。

なお、設置に関するお問い合わせは、本事業団寄付金課までご連絡くださいますようお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　寄付金課
☎０３（３２３０）７３１６・７３１９
Ｅメール　kifukin@shigaku.go.jp

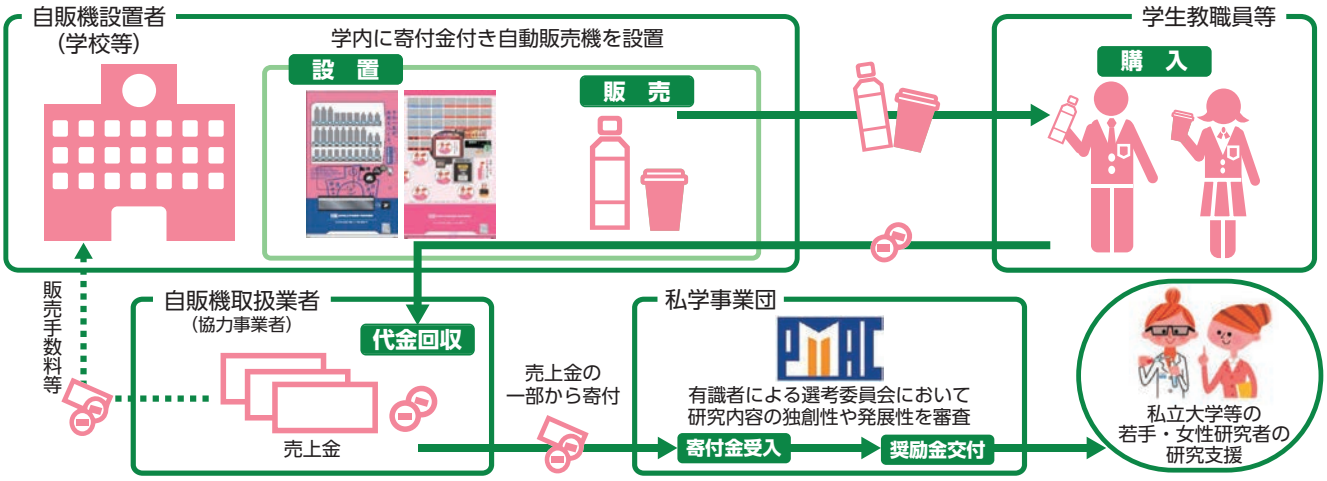

連載㉙

魅力あふれる学校づくりを目指して

こころが動く　笑顔があふれる毎日

学校法人昌平黌　いわき短期大学附属幼稚園　園長　齋藤　紀子

◉豊かな体験が生まれる新園舎

近年、こどもたちの遊び方や集団での関わりに大きな変化がみられるようになりました。デジタル化や子育て環境の多様化などを背景に、こども同士の関係づくりや遊びの質も変わりつつあると感じます。こうした時代の変化の中にあって、当園は「遊びの中で育てる」ことの本質を改めて問い直しながら、教育実践に取り組んでいます。

２０２３年完成の新園舎は、こども同士でさまざまな体験が得られる造りとなっています。大きな園庭を囲むようにL字型に保育室棟が建ち、広い廊下は、こどもたちがさまざまな素材で夢中になって組み立てる「作品」を、保育室を飛び出しどこまでも伸ばすことができます。向かいの遊戯室棟までは長いバルコニーで繋がり、軒の深いインナーテラスは園庭の様子や天気の変化を身近に感じられる絶好の場所です。激しい雨音を聞きながら、「これじゃお外にいけないね」と会話が生まれ、いわきでは珍しく大粒の雪が降った時には、図らずも全クラスがここに集まり、空から落ちてくる雪を全身で感じる共通体験となりました。また3、4、5歳児が互いの存在を意識しながら日々を過ごしていて、年長児が年少児のそばに自然と寄り添い遊びを支える姿が見られます。このようなまなざしのある関係は、年齢を超えた協同性や信頼感を育む土台となっています。他にも室内にはＤＥＮ（小部屋）や小上がりなどの隠れ家的なスペースが所々にあり、自由な中にも安心してそれぞれの遊びが展開されています。

◉環境は、もう一人の保育者

こどもにとって環境は「もう一人の保育者」ともいわれます。どんな空間で、どんな素材と出会い、誰と関わるのかで、遊びは大きく変わってきます。当園ではこどもの興味・関心と発達時期に合った環境を意識して、遊びの質を高める工夫を重ねています。

３歳児は粘土や砂等、感触を楽しむことで集中力が、大好きな「ごっこ遊び」では、言葉や人との関わりが育ちます。探索意欲を引き出す素材やじっくり遊べる空間づくりを意識し、こどもの「やってみたい」を見逃さず、共に驚き、楽しむことを大切にしています。４歳児は「ごっこ遊び」の世界をより豊かに展開するようになり、さまざまな素材や道具に触れながら遊びに必要なものを作り出します。こどものイメージに沿った環境を作り、援助していくことで「自分たちでできた！」の達成感に繋げています。５歳になるとこれまでの経験から素材の特性を理解し、自分たちで選んで遊びに必要なものや場を創るようになります。目的を持って継続的に遊びを発展させていこうとするため、十分な素材と時間、そして「見守られながら挑戦できる」空間を整えることを意識しています。

環境はこどもに語りかけ、育ちを支える存在です。「やってみたい！」が実現する経験を積み上げていくことで、学びに向かう力を育みます。

◉大学との連携～次世代の可能性を開く～

当園は、いわき短期大学の附属幼稚園であり、こどもたちの育ちと保育者を目指す学生の学びが交わる場所です。大学の教育や研究と連携をしながら理論と実践を繋いでいます。

園庭には発見がいっぱい

本法人の「次世代育成実践・研究センター」との連携では、大学教員による保護者向けの教育講演会を実施し、子育てにおける最新の知見を伝える機会となりました。また、当センターの特別支援教育分野の教員と連携し、訪問指導を通し保育者とのケース検討を行う体制も整っています。さらに昨年は、大学教授、ゼミ生、園教員が一体となり、「親子で楽しむお話と音楽の会」を開催しました。学生には実践力を磨く大切なフィールドとなり、私たち教員にとっても、「豊かな感性を育む」ことについて、さまざまな思いや意見が交わる学びの機会となりました。このように、養成校の附属幼稚園が果たす役割は、単なる実習の場にとどまらず、次世代の可能性を開くために、「モデルとなる実践の発信」、「保育の質を問い続ける共育の場」であることと捉え、取り組んでいます。

こうした日々の保育の根底には、私たちが大切にしている「こころが動く　笑顔があふれる毎日」であることへの思いがあります。こどもが心から夢中になれる遊びや体験に出会い、自分を表現し、仲間と繋がる中で見せてくれる笑顔、それこそが私たちがもっとも大切にしたい光景です。

齋藤 紀子（さいとう のりこ）
令和6年4月にいわき短期大学附属幼稚園園長に就任し、現在に至る。

短時間労働加入者にかかるQ&A

業務部　資格課

令和6年10月から、特定学校法人等となる学校法人等の規模要件が改正され、70歳未満の通常の加入者数が101人以上から51人以上に引き下げられました。

これに伴い、短時間労働加入者の資格取得に関するよくある問い合わせを要件ごとにQ&Aで説明します。

週の所定労働時間が20時間以上

Q1　週の所定労働時間が一定でない人はどう判断しますか。

A1　就業規則や雇用契約書等で、通常の週（祝祭日や夏期休暇等の休日を含まない週）に勤務すべきこととされている時間が判断基準になります。

なお、雇用契約書等に週の労働時間が明記されていないなど週の労働時間による判断が難しい場合は、**一定の計算方法**により算出します。

◉一定の計算方法により算出するものは次のような場合です

①所定労働時間が1か月と定められている場合

→1か月の所定労働時間を12分の52で除した時間（1か月の所定労働時間×12か月／52週で算定）

②所定労働時間が1か月と定められており、夏期休暇等のため特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合

→特定の月を除いた通常の月の所定労働時間を12分の52で除した時間

③所定労働時間が1年と定められている場合

→1年の所定労働時間を52で除した時間

④4週5休制など1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定でない場合等

→当該周期における1週間の所定労働時間を平均して算出

月額賃金が8万8000円以上

Q2　月額賃金の要件にはどのようなものが含まれますか。

A2　月額賃金8万8000円以上の算定対象は、基本給及び諸手当です。

ただし、臨時の賃金（結婚手当等）、時間外割増賃金、通勤手当、家族手当等、就業先によって必ずしも支給されないような諸手当は含みません。

なお、この賃金の要件を満たし、短時間労働加入者になる場合、「資格取得報告書（短時間労働加入者用）DL」や「標準報酬基礎届書DL」に記入する報酬月額は、通常の加入者と同様に労働の対償として経常的に受けるものをすべて含めます。

報告書等を記入する際は、要件の判定の際に算入しなかった諸手当も含めて報酬月額を報告してください。

Q3　短時間労働加入者として資格取得した後に月額賃金が8万8000円未満となった場合、資格は喪失しますか。

A3　原則として、資格取得後に雇用契約等が見直され、月額賃金が8万8000円を下回ることが明らかになった場合等を除き、加入者の資格を喪失することはありません。

Q4　時給、日給等の場合、月額賃金に換算した額はどのように算出したらよいですか。

A4　就業規則や雇用契約書における通常の週の所定労働時間と1か月の所定労働日数により月額に換算した額となります。

2か月以上の雇用が見込まれる

Q5　雇用期間が2か月を超える見込みがあったため、加入者資格を取得しましたが、当該期間を超えなかった場合、加入者資格を取り消すことはできますか。

A5　雇用時に2か月を超える見込みがあった場合、結果として雇用期間が2か月未満になったとしても、加入者の資格取得を取り消すことはできません。

通常どおり雇用期間が終了した時点で「資格喪失報告書DL」を提出してください。

Q6　雇用期間が2か月以内である場合でも、雇用期間が2か月を超えることが見込まれることとして取り扱われることはありますか。

A6　雇用期間が2か月以内であっても、次の①②のいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱います。

①就業規則、雇用契約書等その他書面において、その契約を更新する旨又は更新する場合がある旨が明示されていること

②同一の学校等において同様の雇用契約に基づき雇用されている人が更新等により2か月を超えて雇用された実績があること

注　①②のいずれかに該当しても、労使双方により2か月を超えて雇用しないことを合意しているときは、定めた期間を超えて雇用されることが見込まれないこととして取り扱います。

DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

年金改正法が6月20日に公布されました

企画室

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）」が7年6月20日に公布されました。

この法律による改正内容のうち、私学共済制度に関連する主なものについてお知らせします。

8年4月施行の改正内容

◉在職中の年金にかかる支給停止の見直し

高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的なしくみとするために、在職中の老齢厚生年金の支給停止が開始される賃金と年金の合計額（以下「支給停止基準」といいます）が現行の51万円（※）から62万円（※）に引き上げられ、支給停止とならない対象者の範囲が拡大されることになります。

※ 支給停止基準の額は毎年度見直されるため改定される場合があります。

9年9月施行の改正内容

◉年金等給付の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求める観点から、現行の「65万円」から次のとおり引き上げられます。

9年9月から「68万円」
10年9月から「71万円」
11年9月から「75万円」

9年10月施行の改正内容

◉被用者保険にかかる短時間労働者への適用拡大等

被用者にふさわしい保障の実現、働き方に中立的な制度の構築等の観点から、短時間労働者の適用要件、企業規模要件等が次のとおり改正されます。

なお、私学共済制度については、政令で定められる予定です。

①賃金要件の撤廃（公布から3年以内の政令で定める日から施行）

短時間労働者の被用者保険の適用要件として、賃金が月額8・8万円以上（年収106万円相当）でしたが、最低賃金の引上げに伴い、週所定労働時間20時間以上とする労働時間要件を満たせば、賃金要件を満たす地域や事業所が増加していることを踏まえ、賃金要件が撤廃されます。

②企業規模要件の段階的引下げ

現在「50人を超える」とされている企業規模要件が、9年10月から**表1**のとおり、段階的に引き下げられ、17年10月には「撤廃」となります。

③掛金等の労使折半負担の特例（3年間の時限措置）

企業規模要件の段階的な引下げに伴い、新たに加入者となる短時間労働者に対し、事業主の追加負担により、掛金等の負担を軽減できる特例的な措置が実施されます（**表2**参照）。事業主が追加負担した掛金等について、制度的にその全額を支援します（保険料調整制度）。

保険料調整制度は、学校法人等（※）が私学事業団に申し出をしてから3年間の掛金等について適用され、学校法人等で一旦肩代わりした追加負担分を、後ほど、本事業団で負担することになります。申し出ができる期間は特定学校法人等となってから2年間です。

また、対象となる加入者は、標準報酬月額が12・6万円以下の短時間労働加入者に限られ、賞与等にかかる掛金等は除かれます。

※ ②により新たに特定学校法人等になった学校法人等のほか、8年10月以降、50人以下の学校法人等において、労使合意に基づく任意の申し出をした場合は、その時点から保険料調整制度の対象となります。

表1
企業規模要件の段階的引下げ

現在の対象	51人以上
令和9年10月から	36人以上
令和11年10月から	21人以上
令和14年10月から	11人以上
令和17年10月から	撤廃

表2
標準報酬月額別の加入者負担の軽減割合

標準報酬月額	加入者の負担
8.8万円	本来負担の25/50
9.8万円	本来負担の30/50
10.4万円	本来負担の36/50
11.0万円	本来負担の41/50
11.8万円	本来負担の45/50
12.6万円	本来負担の48/50

（3年目は軽減割合を半減）

10年4月施行の改正内容

◉遺族厚生年金の見直し

女性の就業率の上昇等の社会経済状況の変化を踏まえて、男女差解消のため、18歳未満の子（**※1**）のない60歳未満の配偶者（**※2**）を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とします。

※1 18歳未満の子とは、18歳の年度末までの子又は障害の状態にある場合は20歳未満の子をいいます。

※2 妻は、現行「30歳未満」が有期給付の対象ですが、今回の施行日時点では、まず「40歳未満」が対象となり、その後毎年1歳ずつ引き上げられ、20年かけて「60歳未満」となります。

また、原則5年間の有期給付化に伴

い、次の配慮措置が設けられます。

①低所得など配慮が必要な人は最長65歳まで所得に応じた給付の継続

②有期給付加算や死亡分割制度の新設による年金額の増額

③収入要件（年収８５０万円未満）の廃止

例）18歳未満の子がいない35歳の夫が妻を亡くした場合

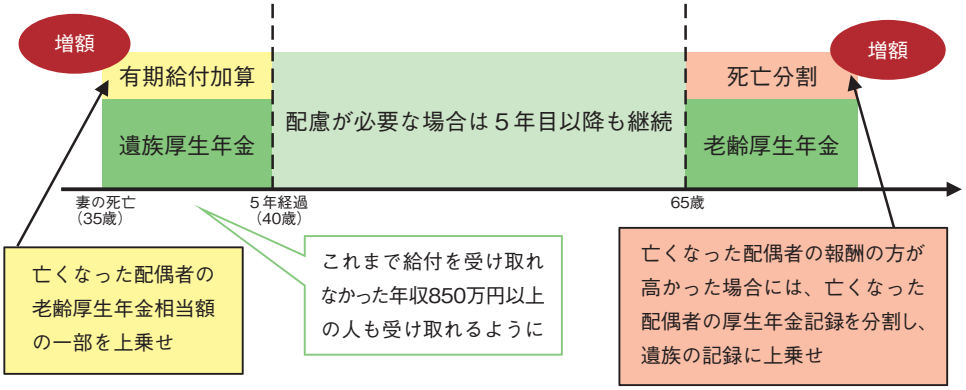

なお、次の人は今回の改正に影響されません。

①施行日前から遺族厚生年金の受給権を有する人

②60歳以上で死別した人

③18歳未満の子を養育する間にある人

④10年度に40歳以上になる妻

◉遺族厚生年金受給権者の老齢厚生年金の繰下げの許容

遺族厚生年金の受給権者は老齢年金の繰下げ受給はできないこととされていますが、高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえて、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、老齢厚生年金の繰下げ申し出を行うことが可能となります。

なお、老齢基礎年金については、遺族厚生年金の請求を行っていても繰下げ申し出を行うことが可能となります。

◉加給年金の見直し

18歳未満の子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、子にかかる加給年金額を引上げ（**表３**参照）、また、子にかかる加算のない年金（障害及び遺族厚生年金）については、新たに子にかかる加給年金が創設されます。

併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合のみ支給される老齢厚生年金の「配偶者にかかる加給年金額」は引き下げられます（既受給権者は引下げの対象外）。

表３
子にかかる加給年金額（年額）

現在	改正後
１人につき 239,300円	１人につき一律 281,700円
３人目以降 79,800円	

注１ 加給年金額は毎年度見直されるため、この額は改定される場合があります。
注２ 施行日前から受給している人も対象になります。

その他

◉脱退一時金制度の見直し（公布から４年以内の政令で定める日から施行）

在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、再入国許可付きで出国した場合は、当該許可の有効期間内は脱退一時金の請求ができなくなります。

また、滞在期間の長期化を踏まえ、支給上限年数の見直しが行われます。

今後、政令で現行の５年から８年に引き上げられる予定です。

◉離婚時の年金分割の請求期限の伸長（公布から１年以内の政令で定める日から施行）

離婚する際、婚姻期間にかかる厚生年金の計算の元となる保険料納付記録を分割することが可能であり、２年の請求期限が設けられています。民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が２年から５年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても２年から５年に伸長されます。

◉将来の基礎年金の給付水準の底上げ（基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了）

経済が好調に推移しない場合、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が懸念されることから、次の措置が講じられるよう、規定されました。

①次期財政検証において基礎年金と厚生年金の給付にかかるマクロ経済スライド（※）による調整期間の見通しに著しい差異が生じ、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、厚生年金の受給権者も受給する基礎年金の将来の給付水準の向上を図るため、給付と負担の均衡をとりつつ、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させるために必要な法制上の措置を講じる。

②①による基礎年金底上げの措置を講じたことにより、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額がこの措置を講じなかった場合の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置等を講じる。

※ マクロ経済スライドは、少子高齢化の進展等に対応するため、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びに応じて、物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額の伸びを抑制するものです。

令和7年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部　保健課

今年度の特定健康診査の実施について、5月下旬に関係書類を学校法人等宛てに送付しました。

特定健康診査、特定保健指導及び健康情報ポータルサイト「Ｐｅｐ Ｕｐ（ペップアップ）」にかかる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。

また、被扶養者に対しては、加入者の自宅宛てに送付した特定健康診査受診券（セット券）を使用して受診するよう周知をお願いします。

◉健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診断結果を活用します。**表1**の健診結果報告の必須項目について、学校法人等又は委託先の健診機関で健診結果データを作成し、提出してください。

作成の際は、5月下旬に学校法人等へ送付した「特定健診元気ガイド（事務担当者用）」を参考にしてください。

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼刊行物▼事務担当者向けの刊行物〕にも掲載しています。

学校法人等が行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、不備の多い項目に注意して、健診結果データの作成を依頼してください。

◉提出時の必須項目

健診結果データに不備があると健診結果の登録や特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、**表1のすべての項目**に入力漏れがないよう確認してください。

◉不備の多い項目

①必須の質問項目の回答がない

・服薬の有無（血圧・血糖・コレステロール又は中性脂肪を下げる薬の使用の有無）

・喫煙の有無

健診結果データに当該項目の記載がなければ、「標準的な質問票DL」を別途提出してください。

②採血時間（空腹時・随時）の記載がない又は各数値の報告と矛盾がある

採血時間に応じて、報告できる項目（**表2**）が異なります。

表1　健診結果報告の必須項目

健診実施年月日	
加入者等記号・番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血　　圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合）・空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪（空腹時以外）
肝 機 能	GOT（AST）・GPT（ALT）・γ-GTP（γ-GT）
血　　糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（※）
尿 検 査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
標準的な質問票	「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

※食後3.5時間以上

表2　採血時間に応じた報告項目

採血時間	中性脂肪値	血糖値
食後10時間以上	空腹時中性脂肪	空腹時血糖又はHbA1c又はその両方
食後3.5時間以上10時間未満	随時中性脂肪	随時血糖又はHbA1c又はその両方
食後3.5時間未満	随時中性脂肪	HbA1cのみ

注　随時血糖で報告された場合は、後日送付する健康情報の「健康年齢®」の算出ができません。血糖検査は、ＨｂＡ１ｃを優先してください。

◉健診結果は、原則、電子媒体で提出してください。

電子媒体で提出する場合、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼特定健診提出用データチェックツール」に掲載している次の①または②のツールを利用して、健診結果データの作成や不備のチェックが行えます。提出の際は、当該ツールでチェックしてから提出してください。

①特定健診提出用データ入力・作成ツール

学校法人等で、対象者の健診データを入力・作成及びチェックを行う際に利用します。

②特定健診提出用データ（ＸＭＬ・ＣＳＶ）チェックツール

健診実施機関が作成した健診結果データの不備チェックに利用します。

③暗号化ツール

個人情報保護強化のため、①又は②でチェックした後の提出用データを暗号化するツールを配布しています。併せて利用してください。

なお、8年1月からは、「私学共済ポータル」を利用した健診結果データの提出が可能となります。電子媒体に格納、郵送の手間がなくなり便利になります。私学共済ポータルを利用する場合は③による暗号化は不要です。

8年4月からの健診結果の受け付けは、本事業団指定の様式に限ります（健診実施機関発行の健診結果の写しは不可）。紙で提出している学校法人等は、データでの提出方法の切り替えを検討してください。

※「健康年齢®」は、株式会社JMDCの登録商標です。

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部　資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者等記号・番号を付番しています。

採用や配置換えの際に提出する「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属学校に誤りのないよう注意してください。

◉電話番号を必ず記入してください

「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、加入者情報を登録する前に、記載された学校番号が正しいかどうかのチェックを行います。

チェックは、報告書の右上にある「事務連絡先電話番号」により行いますので、私学事業団に登録している法人所在地、学校所在地、連絡先のいずれかの**電話番号の下4桁を必ず記入してください。**記入漏れや登録していない番号を記入した場合は、確認に時間がかかり、処理の遅れにつながります。

電話番号は、学校番号に紐づけていますので、学校番号の記入漏れや記入誤りにも注意してください。

電話番号を変更するときは、「学校法人等異動報告書DL」を提出してください。

◉20歳以上の人は基礎年金番号を必ず記入してください

基礎年金番号が未記入の場合は、原則、資格取得の処理ができません。

20歳未満の人や、日本で初めて住民登録をした外国籍の人以外は、基礎年金番号が必ず付番されています。**基礎年金番号通知書等で確認のうえ誤りのないよう記入してください。**

なお、基礎年金番号が不明な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◉マイナンバーを記入してください

令和5年9月に私学共済法施行規則等の一部が改正され、資格取得報告書等へのマイナンバーの記載義務が明確化されました（5年9月29日施行）。

加入者の**マイナンバーは、学校法人等が確認のうえ、誤りのないよう記入してください。**

◉住民票住所を記入してください

「資格取得報告書DL」に記入する加入者の住所は、**住民票の住所を記入してください。**

住民基本台帳と異なる氏名や住所を記入した場合、マイナンバーを収録できないことがあります。

Pep Up（ペップアップ）を利用したウォーキングラリーイベント開催のお知らせ

福祉部　保健課

健康情報ポータルサイトPep Up（ペップアップ）上で、ウォーキングラリーを開催します。

このウォーキングラリーは、個人やチームで参加できます。設定した目標を達成するとPep Up内で健康グッズや電子マネーと交換できるPpポイントがもらえますので、ぜひ奮って参加してください。

なお、参加にはエントリーが必要です。この機会にPep Upに登録してみませんか。

◉エントリー期間

令和7年9月22日から10月19日まで

期間中に、エントリーやチームの作成、参加及び移動ができます。

注　複数のチームには参加できません。

◉開催期間

7年10月20日から11月30日まで

（歩数入力締め切り日：12月3日）

◉一日の有効歩数上限

3万歩

注　上限を超えた歩数は反映されません。

◉歩数を遡って入力できる期間

3日間

◉チーム人数

3人以上20人未満

◉チームの作り方

チームは公開・非公開の設定をして登録ができます。

- **公開型チーム**
  参加者がチームを検索して誰でも自由に参加できる設定です。
- **非公開型チーム**
  知人だけでチームを作りたい場合の設定です。他の参加者がチームを検索しても表示されません。

注　非公開型チームでもウォーキングラリーのランキング画面にはチーム名や歩数平均などは表示されます。

◉多彩なしくみ

- **チーム対抗ランキング**
- **チーム内ランキング**
- **頑張ったチームメンバーの表示**

開催期間中の平均歩数を基に、順位付けを行います。また、頑張ったメンバーへはチームメンバーから「いいねマーク」の送信ができます。

詳細は、私学共済ホームページ〔お知らせ一覧〕に掲載予定のマニュアル等を確認してください。学内掲示用のポスターも掲載しますので活用してください。

私学事業団ホームページ　https://www.shigaku.go.jp/
助成業務　https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
共済業務　https://www.pmac.shigaku.go.jp/（私学共済ホームページ）

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

標準報酬の報告漏れがないよう注意してください

標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）は、毎月の掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算定する基礎となる重要なものです。私学共済ホームページ〔よくある質問（Q＆A）〕にも「報酬に関するQ＆A」を掲載していますので、参考にしてください。なお、掛金等の徴収の時効により、２年以上遡及しての報告・訂正はできませんので、報告漏れ等のないよう注意してください。

●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- 毎年７月に必ず報告（４・５・６月の報酬）
  →「標準報酬基礎届書DL」
- 賞与等が支払われたとき　**→「賞与等支給報告書DL」**
- 身分変更や転居などで固定的給与の変動を伴い、報酬が大きく変わったとき（従前と比べ２等級以上増減）
  →「標準報酬月額改定届書DL」

その他、要件に該当した場合には、即時改定用、産休・育休終了者用、年平均用の**「標準報酬月額改定届書DL」**を提出してください。

●確認通知書

報告に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。

加入者用の確認通知書は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月を記載しています。

注　令和７年の標準報酬基礎届書の提出期限は７月10日（木）です。まだ提出していない場合は、至急提出してください。

【業務部　資格課】

貸付けの申込締め切り日に注意してください

令和７年９月22日（月）送金分は８月29日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は祝日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部　貯金・貸付課】

健診結果は「Ｐｅｐ Ｕｐ」でご確認ください

学校法人等が提出した加入者の健診結果データの登録処理完了後に、学校法人等へ「特定健康診査結果一覧」を送付し、対象者の特定保健指導判定等を通知します。

また、加入者等には健康に関するアドバイス等を記載した健康情報通知書「健康年齢®」（圧着はがき又は封書）を加入者の登録住所宛てに送付します。

なお、当通知には健診結果等の数値は掲載していません。健診結果はＰｅｐ Ｕｐにて確認するよう、加入者への周知をお願いします。Ｐｅｐ Ｕｐに登録するための本人確認コードは当通知にも掲載しています。

【福祉部　保健課】

8月の共済業務スケジュール

４日（月）	貸付　送金
６日（水）	貸付　７月分定期償還期限
８日（金）	貯金　払込期限（必着）
15日（金）	貸付　９月２日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（水）	貯金　送金
22日（金）	貸付　送金
25日（月）	貯金　払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金　脱退申出等締め切り
28日（木）	掛金等　７月調定口座振替（自振校のみ）
	貸付　８月分定期償還口座振替（自振校のみ）
29日（金）	貸付　９月22日送金申込締め切り

9月の共済業務スケジュール

１日（月）	掛金等　７月調定納期限
２日（火）	貸付　送金
６日（土）	貸付　８月分定期償還期限
10日（水）	貯金　払込期限（必着）
12日（金）	貸付　10月２日送金申し込み・任意償還申出締め切り

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

助成業務の貸付金にかかる返済のご案内（令和７年９月分）

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の返済については、契約締結後に送付した「償還年次表」を参照のうえ、次の点にご留意ください。

●口座振替（口座から引き落とし）の場合

①口座振替日は９月16日（通常13日、金融機関休業日の場合は翌営業日）となりますので、**前日までに登録済みの預金口座へ返済金額相当額の入金**をお願いします。

②口座の預金額が返済額に満たないなどにより、引き落としができない場合、再度の自動引き落としは行われません。**引き落としの結果は通帳等により必ずご確認ください。**

●振り込みの場合

①８月下旬に送付する「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、期日までに**電信扱い**で私学事業団指定口座にお振り込みください。

②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力してください。

③設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず学校法人単位で一括してお振り込みください。

・期日までに口座振替又は振り込みがされなかった場合、**約定返済日（15日）の翌日から元金に対して延滞金が発生します**のでご注意ください。
・貸付金の返済は事務負担の軽減にも役立つ口座振替が大変便利です。口座振替の手続きを希望の学校法人は、融資課までお問い合わせください。
・私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について〕も併せてご確認ください。
・共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますのでご注意ください。

【融資部　融資課】
☎03（3230）7871～7874
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金の配付申請について

受配者指定寄付金の配付は、年間を通して対象事業の支払い状況に応じた申請が可能です。

対象事業は、対象学校が当年度に実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑦に該当する事業の範囲となります。

① 敷地、校舎、その他附属設備の取得費
② 教育研究に要する経常的経費
③ 寄付講座等基金
④ 奨学基金
⑤ 教育研究基金
⑥ ①及び②に要した借入金の返済費用
⑦ 既設の学校法人が新たに学校等を設置するために行う次の事業
　Ａ：敷地、校舎その他附属設備の取得費
　Ｂ：初年度経常経費

当制度は、「教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、**緊急を要するもの**に充てられること」を要件としています。学校法人の皆様におかれましては、寄付金残高をご確認のうえ、計画的な配付申請をお願いいたします。

なお、配付申請書類の提出締切日につきましては、毎月、配付を希望する月の５日必着（５日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌営業日）としています。原則として、配付を希望する月の前月末までに受領書が発行された寄付金が配付対象になりますので、ご留意ください。

・制度については、受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をご覧ください。
　私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」〕
・寄付金残高は、私学事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」でご確認いただけます。学校法人ポータルサイトの閲覧には電子証明書が必要です。詳しくは、本誌４月号（VOL.328）５頁「令和７年度　電子証明書等の取り扱い」をご参照ください。

【助成部　寄付金課】
☎03（3230）7317・7318
Eメール　kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。

大阪カーデンパレス

〒532-0004　大阪市淀川区西宮原1-3-35　☎06（6396）6211（代表）
JR「新大阪」駅（北口）から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス（始発7:05～最終23:05）で３分　https://www.hotelgp-osaka.com/

大阪万福（ばんぷく）プラン

大阪ガーデンパレス向かいの「天然温泉ひなたの湯」の入浴券が付いた、加入者限定の宿泊プランです。ご予約はお電話にて承ります。

１泊２食（２名１室／１名様）	平日	16,500円～
	土曜・祝前日	18,000円～

取扱期間：令和７年10月13日まで
・１名１室でご利用の場合、1,500円の割り増しになります。
・夕食は和洋折衷料理、朝食は和洋バイキングです。
・大阪府宿泊税200円が別途必要です。

夕食（イメージ）

福岡カーデンパレス

〒810-0001　福岡市中央区天神4-8-15　☎092（713）1112（代表）
福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、東１ｂ番出口から徒歩８分。「西鉄福岡（天神）」駅から徒歩10分　https://www.hotelgp-fukuoka.com/

朝食付プラン

朝食はシェフが新鮮な食材を使用し毎日一から手作りしています。博多の辛子明太子や名物の朝カレーをバイキング形式でお楽しみください。

１泊朝食付（１名様）シングルルーム	7,000円～
１泊朝食付（２名１室／１名様）ダブルルーム	6,500円～
１泊朝食付（２名１室／１名様）ツインルーム	7,000円～

取扱期間：通年
・福岡市宿泊税200円が別途必要です。

朝食（イメージ）

融資事業のご案内

詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。
利子助成は二つのパターンがあります。

〔イメージ図〕

パターン①

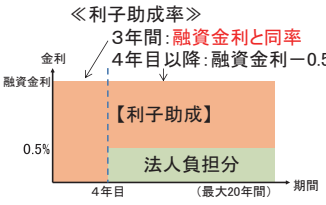

パターン②

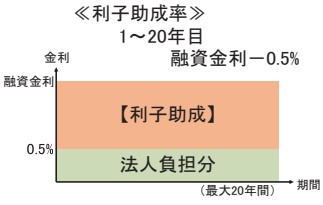

・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
・融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の４年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和７年７月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	６年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 2.70	年% 2.10	年% 1.50	年% 1.30
寄宿舎などの建築・用地取得	2.80	2.20	1.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.50	（5.5年以内） 1.20

・返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部融資課　☎03(3230)7862・7863、7866~7868
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

月報私学　８月号（VOL.332）令和７年８月１日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団
〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）7810・7811（企画室）
（禁無断転載）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。